

第2章 保存・活用及び運営体制に関する基本方針及び計画

第1節 基本理念

基本理念	緒方川流域の水と石が織りなす農村景観を共有の財産とし 守り、活かし、未来へ伝えていく
------	---

緒方川流域は、阿蘇火山の火砕流堆積物により形成された大地を、緒方川が侵食することで形成された盆地帯と丘陵地からなる。

本景観は、その大地を基盤とし、古来から「水」や「石」を巧みに利用し創り上げた井路等の水利システムが重要な要素となり、人々の生活や生業の中で形成された景観である。

「水」の象徴である水利システムは、緒方川兩岸の井路（計15本）が、緒方川や緒方川支流（大久保川（黒土甲川）、軸丸川等）と補水関係を保ちながら網の目のようにめぐり、平坦地の水田及び丘陵地の棚田を潤している。

「石」の象徴である石造文化は、横穴墓、磨崖仏、石風呂、石橋、石垣、家屋の基礎、神社の鳥居・灯籠、墓石など、この地特有の地質となっている溶結凝灰岩を利用して生みだされた。

この「水」と「石」が織りなす農村景観は、自然を利用し、長い年月を経て築かれた地域固有の価値を有し、緒方川流域で暮らす人、ひいては豊後大野市民等にとり、共有の財産となっている。特に緒方川流域に広がる水田の状態を、地元の人々は「緒方平野」と呼ぶように、先人たちが苦労して築き上げた風景を、人生における原風景として落とし込み、大切に思い、さらには後世に伝えようと、農業を生業とすることを通して、水田に係る保全活動（井路普請や畦草切りなど農作業のサイクルに組み込まれた行為）が自然と身についている。

こうした景観は四季の移ろいの中で、様々な一面をのぞかせ、遠くを見渡せば、水田を前面に集落、里山（丘陵）、祖母傾山系が連なる盆地ならではの奥行きのある景観が展開され、井路沿いに目を移すと、石橋やオトシゴンヤ（落とし小屋）、庭先の草花、弘法大師像など、穏やかな人々の暮らしを垣間見ることができる。

丘陵地では、長距離灌漑水路の開鑿により産み出された棚田の景観を見ることができ、市外、県外から移住してきた人たちは、移住先を検討する中で、この風景が「他とは違い素晴らしい」と、この地に決めた理由を語ってくれる人たちもいる。身近にありすぎると、つついその価値を見落としがちになるが、こうした市外、県外の人々の声を聞くことで、その価値を認識することも多い。

よって、今後も価値を自ら認識し、かつ市外、県外の人々に知ってもらうべく、本景観を維持していくため、大地を基盤とする自然環境を保全し、人々の営みの中で形成された土地利用を保全・継承していく必要がある。

また、農村景観はこの地域で暮らす人々が稲作を中心とした農業の営みの結果としての現れであることから、農業者の営農活動の支援、新たな担い手の確保が不可欠であり、本景観の価値を周辺住民や一般市民と共有していかなければならない。

そして、豊後大野市、地域住民をはじめとする市民、関係団体が協働でこの「緒方川流域の水と石が織りなす農村景観」を守り、活かし、未来に伝えていく必要がある。



写真 44 軸丸棚田 (10月)



写真 45 上自在の圃場 (6月)

(基本理念)

緒方川流域の水と石が織りなす農村景観を共有の財産とし
守り、活かし、未来へ伝えていく

(基本方針・計画)

守る

- 1 盆地を形成する地形を基盤とする自然環境の保全
- 2 稲作を中心とした営みの結果として形成された土地利用の継承
- 3 緒方川と緒方盆地の農村景観を支える構成要素の保存

活かす

- 1 農業を生業として営む担い手の保護・育成
- 2 文化的景観の価値を理解し活かす担い手の確保・育成
- 3 交流人口、関係人口の確保と定住人口の拡大
- 4 拠点間の連携と文化的景観の情報発信と価値の共有
- 5 参考～既存の活用の主な取組～

伝える

- 1 地域住民と多様な主体の連携
- 2 行政内関係各課の連携
- 3 構成要素の所有者や管理者等の理解と協力
- 4 緒方川流域文化的景観保存活用協議会の設置
- 5 豊後大野市文化的景観専門委員会及び豊後大野市文化財保護審議会での審議

図 21 基本理念と基本方針並びに計画

第2節 保存に関する基本方針及び計画

1 盆地を形成する地形を基盤とする自然環境の保全

(1) 基本方針

約12万年前と約9万年前の阿蘇火山の巨大噴火によって形づくられた大地の保全と、そこから派生した河川水系並びに希少な動植物が生息する里山の保全に努める。

(2) 計画

緒方川兩岸や原尻の滝及び川の侵食によって削られた溶結凝灰岩や、原尻の滝上などの河床の溶結凝灰岩で形成された多角形状の亀裂等からなる**盆地地形を保全**する。

このような長い年月をかけて現在の地形、地質を作り出した大地を基盤に多くの動植物が生息し、景観の一部になっている。川の中には、オイカワ・カワムツ・カマツカなどの魚類、水辺にはヤマセミ・カワセミ・マガモ・オオバン・サギ類など多くの水鳥が四季を通じて訪れる。周辺の里山にはカシ・クヌギ・スギなどのほか、キンラン・ギンラン・ヤマユリ・ギンリョウソウ・タシロラン・ミズオオバコなど希少な植物もある。日本ジオパークにも認定されている本市は、その場所にあることが貴重な資料として価値があることを謳い、凝灰岩の採集等を認めていない。計画対象範囲内においても、凝灰岩、動植物の採集は行わないよう注意喚起を含め、同じ共通領域を持つジオパーク推進活動とともに啓発していく。

現在の景観を維持することが動植物の保全につながるとの観点から、河川管理を行っている大分県や希少価値の高い動植物が生息する里山などの保全を担当する林業施策担当課などと連携を図り、**動植物の保護**に努める。



写真46 原尻の滝



写真47 オイカワ



写真48 ヤマセミ



写真49 キンラン

2 稲作を中心とした営みの結果として形成された土地利用の継承

(1) 基本方針

井路開鑿により広がった緒方盆地上の水田、軸丸棚田の景観と稲作を中心とした営みにより形成された特徴ある土地利用の継承を図る。

(2) 計画

緒方盆地に広がる水田や丘陵地帯にある軸丸棚田の景観は、中世から近代にかけて開鑿された井路群、井路網によって作り出されたものであり、さらには時の治世者によって水田の保全がなされた結果、河川から丘陵地に向かって、水田、道路、屋敷地、里山という空間構成が確立されている。また、軸丸棚田に目を向けると、河川から谷間を縫うように水田が広がり、丘陵地上に近い場所に屋敷地が点在している。この空間形成はまさに時代を経ても変わらず、農業を生業とした生活の歴史を垣間見ることができることから、引き続き**空間構成を維持する**取組を進める。



写真 50 軸丸棚田地域



写真 51 緒方盆地の圃場

現在も井路の維持管理の一環として、毎年、井路普請が行われているが、集落における人口減、高齢化が進み、作業の遂行に支障を来すところが多く見受けられるようになった。今後は地域振興担当部局と連携を図り、地域住民と一緒に**維持管理に努めてくれる農業に関わるサポーターの育成**を検討する。

また、増加傾向にある耕作放棄地や休耕田の取り扱いについては、後継者不足もさることながら、個人で農業を営むことが限界にきている面も否めない。農業施策担当部局と連携を図り、**農事法人化の援助等**に取り組む。さらに、農作物等に悪影響を及ぼすシカやイノシシといった**鳥獣による被害軽減**のため、鳥獣害対策担当部局と連携を図り、施策を展開していく。



写真 52 イノシシの捕獲 (夜間カメラ映像より)



写真 53 田を囲む電気柵

3 緒方川と緒方盆地の農村景観を支える構成要素の保存

(1) 基本方針

本景観を形づくる井路や石橋、神社などの構成要素の維持保全並びに水や五穀豊穡を感謝する祭礼、農業を生業とする人々の暮らしを示す民俗資料等も景観の一部であるとの認識をもって維持保全を図る。

(2) 計画

緒方川と緒方盆地の農村景観を形づくる構成要素の中でも、文化的景観の本質的な価値を示し、保護の対象として不可欠な構成要素を「重要な構成要素」と位置づけた。こうした「重要な構成要素」等の保存には、文化財保護法を始めとする関係法令や本計画、市景観条例及び市景観計画に基づき、よりよい現状変更等がなされるよう誘導するとともに、今後策定予定の整備計画に基づいた維持、**修景、修復事業に対し財政的な支援**も含め行っていく。

なお、所有者、管理者等には引き続きその重要性を**普及啓発**しつつ、率先して維持に努めるよう働きかけを行う。

また、これまで神社が鎮座する地区では、水の恵みや五穀豊穡を祈願、感謝する祭礼が行われている。祭礼を行う上で、これまで長きにわたり引き継がれてきた慣例や風習など文化が継承されている一方、当事者となる担い手の高齢化が進み、祭礼等の実施に影響を及ぼしてきている。**祭礼等の実施や文化の継承への支援**として、地域住民の実情を把握した上で、関係人口や交流人口の増加対策と絡めた事業の展開を図り、維持、継承に取り組む。



写真 54 緒方上井路



写真 55 緒方橋



写真 56 緒方五千石祭に集う人々



写真 57 絹さん人形

第3節 活用に関する基本方針及び計画

1 農業を生業として営む担い手の保護・育成

(1) 基本方針

緒方盆地や軸丸棚田の水田維持につながる持続的な営農活動及び文化的景観に配慮した営農活動の維持支援を図る。

(2) 計画

計画対象範囲内において、多くの休耕田や荒地化した田を目にする。理由としては、農業従事者の高齢化や後継者不足といったことはもちろんのこと、負担に対する収益のバランスが悪く、個人経営の困難さが拍車をかけている。今後は、安定かつ効率的な農業経営を基盤とする法人化への転換を推進し、農業を取り扱う仕事に「就職する」という意識づけによって担い手を確保する取組を行う。

具体的には、日本の棚田百選にも選ばれている軸丸棚田で採れた米を「**軸丸棚田米**」などとしてブランド化を図ったり、本市で特に力を入れている農産物を加工して、オリジナル商品化を行い、「**豊後大野ブランド**」として認証化を目指す取組を推進する。生産・販売の向上につなげる取組を実施し、生産物そのものに価値をつけることによって、市内にある5つの道の駅を活用した販売ルートや、とれたての野菜や料理が提供できる「**朝市**」や生産者の顔が直接見える「**ファーマーズマーケット**」などをJR緒方駅周辺や国道502号線沿いで定期的を開催するなど、直接的に収益に結び付く取組を行政内部の農業セクションとも連携し、計画する。

また、農業の担い手の確保については、現在、本市が取り組んでいる新規就農者研修施設「**インキュベーションファーム**」の修了生のための農地や住宅の確保として、空き家や休耕田を活用できるよう計画する。

2 文化的景観の価値を理解し活かす担い手の確保・育成

(1) 基本方針

文化的景観の価値を知り、地元への愛着を育み、将来の文化的景観を守り育て啓発する担い手をつくる。

(2) 計画

本市では故郷に誇りと愛着が持てるよう、小中学校で「**郷土学**」を単元に組み込み、ジオパークを題材にした取組をすでに行っている。さらに、計画対象範囲内にある緒方小学校では、4年生時に井路について学習を深めている。こうした取組を利用し、文化的景観の内容を、学習要領をもとに学年に応じて座学（授業）や現地学習をプログラミングし、景観の成り立ちや自然環境を学ぶ教育の場として活用する。



写真 58 郷土学を行う児童

また、現在、小中学生が取り組むジオパーク学習や市外からの来訪者に対し、ジオパークやジオサイト（地質や地形、大地の形成に基づき発生した自然遺産や文化遺産）を案内する「**ジオガイド**」活動が地域の人々の参画によって行われており、単なる説明にとどまらず、自分自身の体験や思いも含めた話を織り込んだおもてなしを展開している。ジオガイドを養成するカリキュラムを活用し、例えば JR 緒方駅から緒方下井路沿いを歩き、原尻の滝までを往復するルートといった散策コースの構築や推奨とともに、そこに住む地域の人々自ら案内できる「**景観ガイド**」の養成に取り組む。

その他、住宅宿泊事業法（民泊新法）によって増えつつある農家民泊を運営する事業者と連携し、景観を活用した農泊家庭における里山の暮らしの体験等を提供し、文化的景観の価値を理解する機会づくりを行う。

3 交流人口、関係人口の確保と定住人口の拡大

(1) 基本方針

文化的景観にかかわる交流人口、関係人口誘致策を講じ、文化的景観に関わる多様な人材確保を図り、ひいては定住人口の増加につなげる。

(2) 計画

計画対象範囲内にある旧豊後大野市歴史民俗資料館は、新しく関係人口交流拠点施設として生まれ変わる。特にコワーキングスペースやサテライトオフィススペースを利用する人々に対し、文化的景観を生かしたまちづくりの提案や、参画を希望する企業との橋渡しを働きかけるとともに、都市部と地元との交流拠点としての役割を担う施設として活用する。さらに、文化的景観にかかわる地域おこし協力隊の公募、ロケーションや美しい自然環境をトリガーとするワーケーション誘致といった働く場の確保や文化的景観自体を交流機会をつくるコンテンツと捉え、様々な体験プログラム（石風呂体験や造り酒屋を巡る「巡蔵」とのコラボレーション等）やモデルコース（井路を活かしたアドベンチャーコースやフットパスコース等）を造成し、来訪者を誘致する。



写真 59 軸丸棚田でのフットパスの様子

その他、国登録有形文化財「旧緒方村役場」のロケーションを活用し、文化的景観のガイダンス施設、ビューポイントとしての活用を検討し、交流人口の増加につなげる。

また、大分県内では温泉が各地に点在し、「おんせん県おおいた」と県全体で PR している中で、本市には温泉が存在しない。そこを逆手に取り、令和 3 年（2021）に「**サウナのまち**」宣言を行った。そこで、緒方に数多くあるサウナの原型ともいえる「**石風呂**」を活用し、観光客の誘致につなげる。さらには、農業従事者の市外転出等で生じた遊休農地の活用として、農業体験ができる「**1 畝地主**」制度を確立し、地域にお金が落ちる仕組みづくりを行う。

4 拠点間の連携と文化的景観の情報発信と価値の共有

(1) 基本方針

拠点間での連携や連携を通じた波及効果としての軸丸棚田、緒方盆地等へのアクセスの広がりを促進し、現在の目に映る物的な景観の美しさに加え、長年に渡って、人々の生活や生業の中で築かれた歴史的なストーリーをわかりやすい形で整理する。

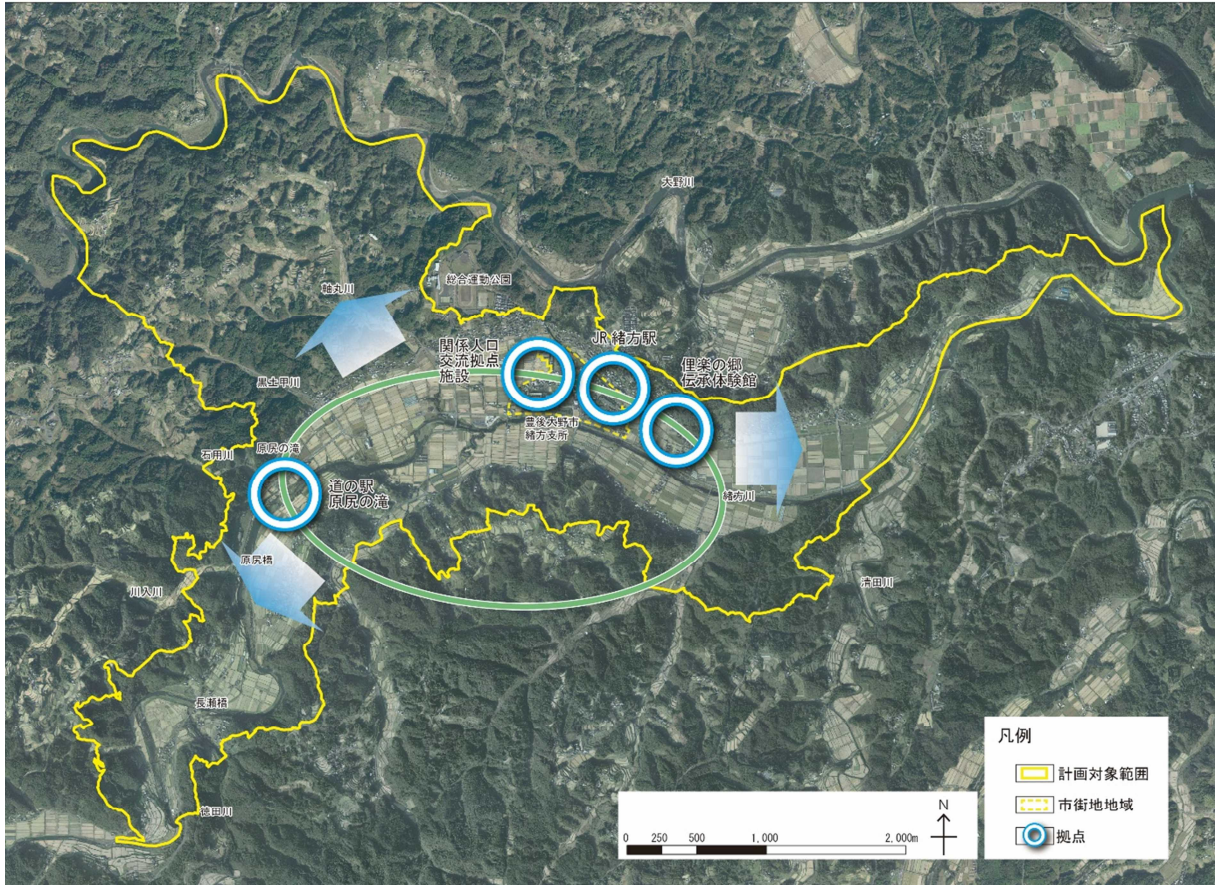


図 22 土地利用に関わる拠点連携イメージ図（国土地理院地図データを加工し作成）

(2) 計画

道の駅原尻の滝、関係人口交流拠点施設（旧歴史民俗資料館）、JR 緒方駅、俵楽の郷伝承体験館を地域交流及び地域活性化の大きな4つの拠点に位置づける。景観への広がりを持たせるモデルケースとして、例えば、イギリスを発祥とする、森林や田園地帯など地域に昔からあるありのままの風景を楽しみながら歩くことができるイベント「フットパス」が軸丸棚田を中心に行われており、人々が来ることによって、荒れた田や里道の整備を地元自ら取り組むなどの波及効果もうかがえることがあげられる。

さらに、拠点としての位置づけを強固なものとするべく、JR 緒方駅そばにある商店街の空き店舗を企業を検討している若者等が活用できるよう企画する。

また、計画対象範囲内において、すでにジオパークやエコパークの案内板や旧緒方町時代に設置された観光案内板が多く存在している。そういった案内板等の再利用や新たに標識等誘導を目的とした看板の設置を行い、さらには、視点場（ビューポイント）の整備も併せて行うことで、地元住民への啓発及び来訪者の視覚的欲求に対応する。

こうした取組も含め、WEB 媒体等を用いて、画像、動画、音声等、多様な手法を駆使し、ビジュアルとしてわかりやすい情報発信の方法を工夫し、文化的景観の価値普及に努める。

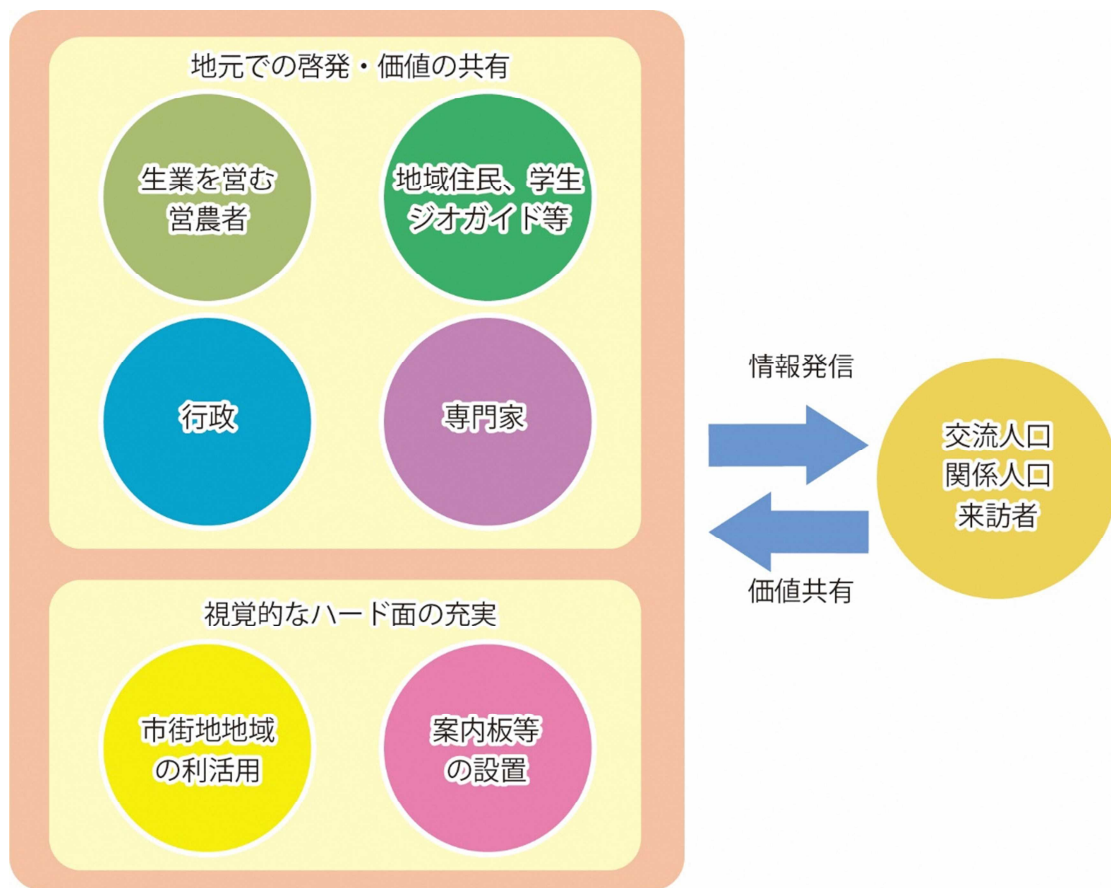








図 23 活用のイメージ図

5 参考～既存の活用の主な取組～

現在、豊後大野市並びに計画対象範囲内で行われている主な取組等は以下のとおりである。今後も引き続き継続して行う取組として列記した。

表 3 既存の主な取組み

主な取組み	概要	写真
棚田米	・軸丸の棚田米は、特別栽培米として、農林水産省の定める“特別栽培農産物に係る表示ガイドライン”に沿った作り方をしている。	
シイタケ栽培	・軸丸地区のクヌギ林は、現在もシイタケ栽培の原木として各所に植えられており、小規模ながらもシイタケ栽培を行う農家もある。クヌギ林内には、クヌギと共生するキンランが群生する場所があり貴重である。	
植生の保護	・キンランは、クヌギ林がないと3年程度で絶滅する。 ・軸丸には、キンランが群生する一角があり、クヌギ林の下草刈り作業で生育する。人々の生業と密接な植物である。ヤマユリ、ギンランなども里山の手入れがあって繁殖が促進される。	
緒方五千石祭	・もともと農作物の収穫を祝って行われる各神社の秋祭であったが、昭和5年（1930）以降、緒方盆地のうち15社の神輿が一斉に集う連合祭となった。神楽、獅子舞、白熊が奉納される。開催は9月（秋分の日頃）で、人々の生業を象徴する祭りである。	

主な取り組み	概要	写真
緒方三社川越し祭り (市指定無形民俗文化財)	<ul style="list-style-type: none"> ・松明が明々と燃える中、ふんどし姿の勇壮な若者たちにかつがれた神輿が、川に立つ鳥居をくぐって対岸のお宮まで渡る。 ・源平時代の武将、緒方三郎惟栄にまつわる。 ・開催は、旧暦 10 月 14・15 日に近い土・日で、緒方上井路・緒方下井路に感謝する祭礼でもある。 	
コダイ(市指定無形民俗文化財)	<ul style="list-style-type: none"> ・米の豊作を願う虫追い、お盆の先祖供養として江戸時代から伝わる米どころ緒方ならではの行事。 ・広大な緒方盆地底の一面が 10,000 本の松明の灯りに包まれる景色は壮観。 ・開催は例年 8 月 14 日。 	
チューリップフェスタ	<ul style="list-style-type: none"> ・原尻の滝周辺に 100 種類 30 万本の色鮮やかなチューリップが咲き誇る。100 種類のチューリップの中からまるごとお持ち帰りできるコーナーやグルメコーナーなど催しがある。 ・開催は 4 月上旬～中旬。広大な緒方盆地と原尻の滝があつてこそこの祭り。 	
ぶんごおおの巡蔵 (めぐるくら)	<ul style="list-style-type: none"> ・豊後大野市にある 4 つの酒蔵の合同蔵開きを巡る酒蔵巡り。緒方町では 2 軒の酒屋が会場となる。米どころ緒方を象徴するイベント。 ・開催は 3 月で、各会場では、お酒に合うおつまみ屋台、甘酒、特産品の販売が行われる。 	
ジオパークガイド会の活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ジオパークガイドは、「ジオガイド養成講座」を修了し、さらに豊後大野の地形、地質、歴史、文化などを積極的に学び続け、観光客や児童・生徒、市民の方にジオパークを知ってもらい、ファンを増やすための活動を行っている。 	
インキュベーションファーム	<ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者の育成を目的に、市外から研修生を受入れ、2 年間の研修を経た後、市内で農業経営を行う制度となっている。 ・主に市の主要産品であるピーマン栽培を取り扱う。 	

(写真上から)「写真 60 道の駅原尻の滝で販売されている棚田米」「写真 61 原木となるクスギ林」「写真 62 キンラン」「写真 63 緒方神楽を観覧する人々」「写真 64 神輿が鳥居をくぐる風景」「写真 65 松明で彩られた原尻橋」「写真 66 鮮やかなチューリップ」「写真 67 日本酒とつまみを味わう参加者」「写真 68 井路沿いを歩く」「写真 69 研修の様子」

第4節 運営体制に関する基本方針及び計画

1 地域住民と多様な主体の連携

(1) 基本方針

文化的景観を未来に渡って継承し発展させていくためには、行政だけではなく、むしろ地域に暮らし、その地で生活、生業を営んでいる住民が主体的に運営にかかわることが大切になってくる。

したがって、文化的景観に関わる多様な主体（豊後大野市、地域住民、景観ガイド、NPO法人等）や先行的な取組をしているおおいた豊後大野ジオパーク推進協議会、ジオガイドの会等が連携し、文化的景観の保存・活用を推進していく。

(2) 計画

地域の活性化、振興に関わる面では、すでにジオガイドの会、まちづくり関連NPO法人や緒方まちづくり協議会、おがたまちおこし隊といった**地域の活性化を目指して組織されている団体**、商工会等、多様な団体が存在している。今後もこういった団体の活動支援を図り、文化的景観を保存及び活用を率先して取り組むことができる体制づくりを目指すようサポートする。

上記の各種団体は、「**緒方川流域文化的景観保存活用協議会**」の構成団体として位置づけ、官民一体となった保存活用を行っていく。

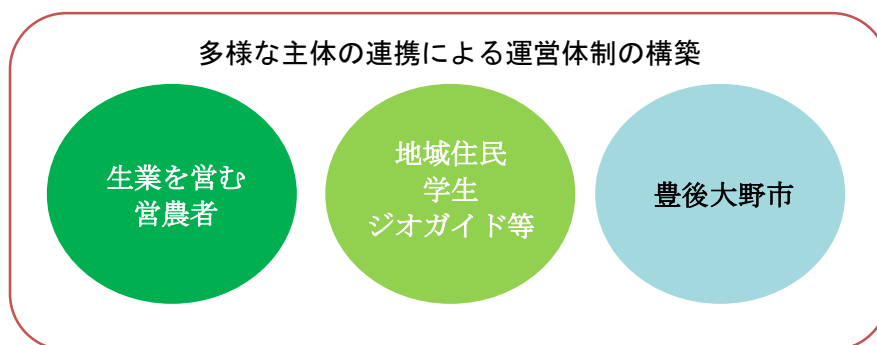


図24 地域住民等と連携した運営体制のイメージ

2 行政内関係各課の連携

(1) 基本方針

文化的景観の活用には、多様な分野の連携が不可欠である。そのため、本市の文化財担当課を中心に、市の景観、農業、観光、地域コミュニティ関係課、大分県の各関係機関が情報共有と連携を図り、一体的な取組ができるよう組織の構築を図る。

(2) 計画

文化財の所管である教育委員会、景観計画を所管する建設課を中心とし、農業振興課、農林整備課、商工観光課、まちづくり推進課等文化的景観の保存・活用に関する**担当部局との情報共有及び連携の体制**を構築する。体制の構築によって届出等の窓口の一本化を図ることができる。

また、県の施策を地域に落とし込む役割を担う大分県豊肥振興局地域振興部及び重要な構成要

素に上げている河川の管理を行っている担当部局である大分県豊後大野土木事務所とも連携を図り、保存・活用を図れる施策等の把握を積極的に推進する。

表4 市関係各課との情報共有及び連携事項

関係各課	情報共有及び連携事項
建設課	・ 景観計画との連携による届出対象行為の指導、補助事業の活用
農業振興課 (または農林整備課)	・ 農地、井路等の取り扱い。補助事業の活用 ・ 改修工事の見通し(計画対象範囲内の井路等) ・ 持続可能な農業経営の推進、助言
商工観光課	・ ジオパークガイドとの連携、観光振興策としての文化的景観の活用 ・ 地域振興(祭り等の行事)と文化的景観の連携
まちづくり推進課	・ 地域のコミュニティ形成、地域おこし協力隊との連携 ・ 地域活性化施策の構築 ・ 関係人口交流拠点施設の活用策

3 構成要素の管理者等の理解と協力

(1) 基本方針

文化的景観の価値そのものを将来にわたって継承していくためには、景観全体だけではなく、景観を形づくっている構成要素、特に「重要な構成要素」に位置づける建造物等の所有者及び管理者の理解や協力が不可欠であり、各種法令や計画、基準を踏まえながら、適切な保存及び活用がなされるよう手続きの励行等継続した理解促進を働きかける。

(2) 計画

計画対象範囲内では、緒方川左岸で5本、右岸で10本もの井路網が補水関係を保ちながら、水田を潤している。これらの井路では、土地改良区、井路組合等の団体が地元自治会組織と協力しながら、維持・管理に努めている。引き続き**組織の維持、井路の保全活動の継続**が可能な体制づくりを働きかける。

4 緒方川流域文化的景観保存活用協議会の設置

(1) 基本方針

住民組織(地元営農者、自治会、ガイド団体、NPO法人、地元まちづくり関係団体)、行政組織(豊後大野市)が連携し、景観の保全を行いながら、文化的景観対象地域が活性化(交流・関係人口の増、観光収入の増、それに伴う農業収入の増)をめざす。

(2) 計画

文化的景観対象地域で暮らす地域住民を中心に多様な担い手による文化的景観事業の推進を図る**「緒方川流域文化的景観保存活用協議会」**を設置する。

協議会では、景観そのものや重要な構成要素の保存、活用及び整備のあり方を多様な立場で協議する場として、それぞれの役割をふまえ、持続的発展的に**文化的景観を保存・活用していく取組**を推進する。

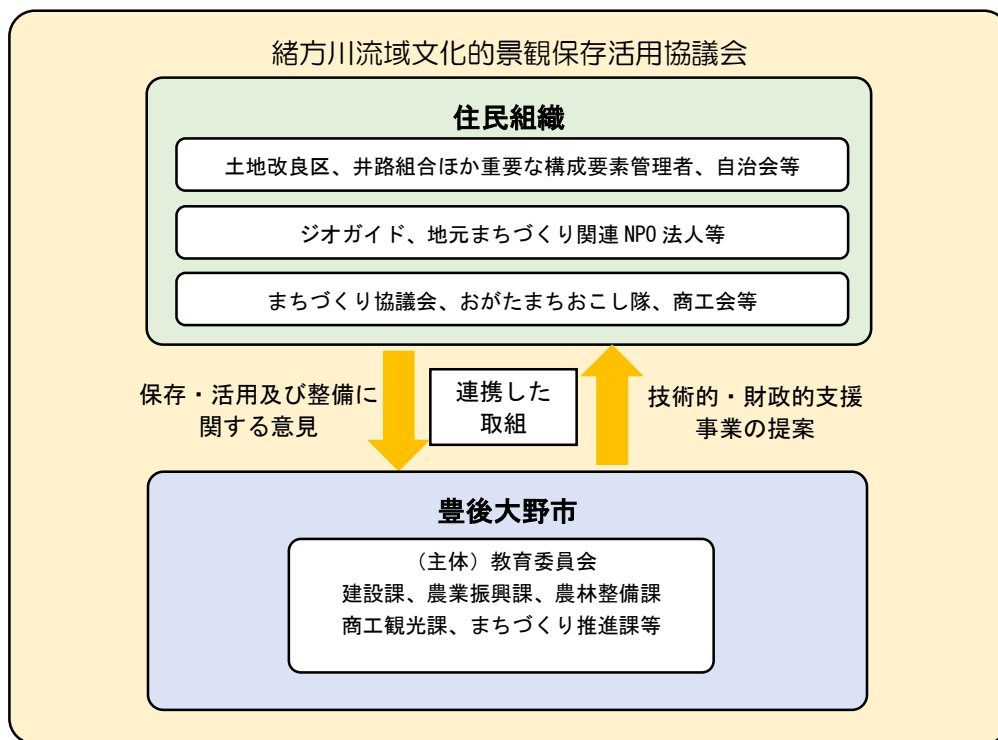


図 25 緒方川流域文化的景観保存活用協議会イメージ図

5 豊後大野市文化的景観専門委員会及び豊後大野市文化財保護審議会での審議

(1) 基本方針

緒方川と緒方盆地の農村景観を保存・活用するにあたり、重要な構成要素の現状変更等重要な事項について調査審議を行う。

(2) 計画

本市において、文化財の保存及び活用に関する重要な事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して教育委員会に建議する「**豊後大野市文化財保護審議委員会**」を設置している。歴史や民俗学、植物等専門分野に造詣の深い委員で構成していることから、本委員会を文化的景観における諮問を行う役割を担うよう活用する。

また、上記委員会とは別に文化的景観全体に係る内容や重要な構成要素に関する内容について、自然や歴史、建築、都市計画、まちづくり分野それぞれの専門家で構成する「**豊後大野市文化的景観専門委員会**」を立ち上げ、文化的景観対象範囲における保存・活用及び整備に関する提言や重要な構成要素の現状変更等重要な事項について調査審議を行う役割を担うよう活用する。

なお、必要に応じて文化庁及び大分県教育庁文化課にも助言を仰ぐ。

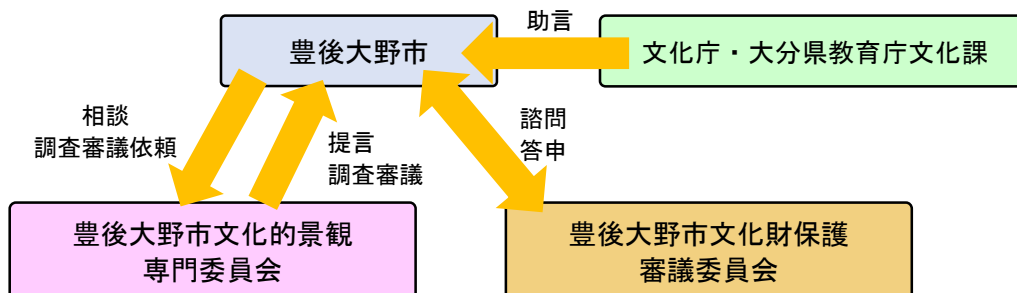


図 26 専門的な立場を持つ委員会等との関係イメージ図